

日本下水道新聞

環境省

栄養塩管理を明記

瀬戸内特措法の改正を受け 基本計画見直し着手

今年6月に成立した改正瀬戸内海環境保全特別措置法での改正事項を、瀬戸内海環境保全基本計画へと反映させるための検討が3日、始まった。環境省が設置する中央環境審議会の水環境・土壌農業部会瀬戸内海環境保全小委員会のオンライン会合で、基本計画の骨子案が示された。栄養塩類の管理について、新たに項目として位置付けられ、海域への供給などについて明記された。パブリックコメントを経て今年冬頃に中環審としての答申を取りまとめる。

基本計画は、瀬戸内海の環境保全の目標を示し、その達成に向けた施策や方向性などを取りまとめたもの。おおむね10年を計画期間としており、策定から5年を目安

にその進捗状況を点検、必要に応じて見直しを行う。現行の基本計画では「豊かな瀬戸内海」という考え方の下、水質保全について、水質汚濁防止

のための保全に加えて、地域性や季節性に合った水質の管理が新たに盛り込まれていた。会合で示された基本計画の骨子案では、新たな項目として「栄養塩類の

管理等」を位置付ける方針が示された。現行計画では、実証事業に関する記述にとどまっており、改正特措法の趣旨を踏まえより明確化した。また下水道に関する項目では

「必要な地域においては、地域合意を踏まえ、施設の季節別運転管理を実施」との記述を追加した。基本計画は、秋頃に見直し案に関する審議を行い、その後パブリックコメントを経て、冬頃に中環審の答申として取りまとめる。

ら、自治体が地域のニーズに応じて水環境を管理できるように転換するため、海域へ放出する栄養塩類の増加を可能にする「栄養塩類管理制度」などが創設された。

いた。

関係する府県知事が、

水質の目標値や栄養塩類供給の実施方法、水質の測定方法などを記載した計画を策定すること、

特定の海域への栄養塩類供給を可能にしている。

改正瀬戸内海環境保全特別措置法では、従来の規制中心の水環境行政が

目的項に「生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理」を追加し、栄養塩類の管理を法律として明確にして

る。水質汚濁防止法に基づく総量規制の適用を除外するなどの特例も設けている。